

防災面

- ・雑草や木が伸び放題
- ・害虫が発生
- ・野生動物がすみ着く
- ・不法投棄
- ・不審者の侵入
- ・火災の危険性

衛生面

自分にとっても、周りの人にとっても、大変な事態を招く可能性があります！

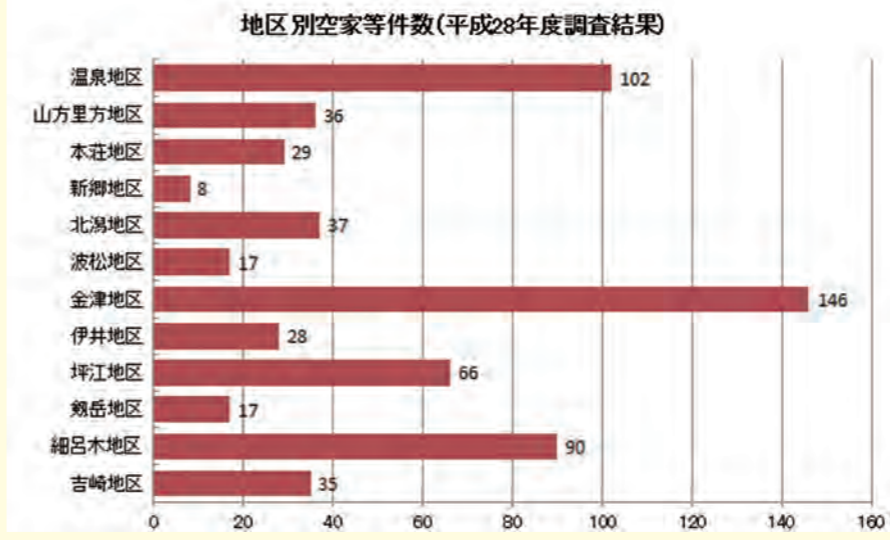
老朽化

- ・瓦が落ちる
- ・塀が崩れる
- ・壁がはがれる
- ・窓ガラスが割れる

空き家を放置すると……

そのまま放置すれば倒壊といった保安上著しく危険となるおそれのある状態の空き家は、特定空家等に認定され、市からの指導に従わない場合は、順次、勧告や命令を実施します。それでも改善が見られない場合は、行政代執行において空き家の解体を実施します。その際の解体費用は所有者に請求し、支払いがない場合は差し押さえの対象となります。

空き家、ちゃんと管理していますか？



空家総数 611件 (平成29年3月31日現在)

| | |
|--------------------------|------|
| Aランク (すぐに利活用可能な物件) | 365件 |
| Bランク (軽微な修繕をすれば利活用可能な物件) | 141件 |
| Cランク (危険度は低いが腐朽がある物件) | 77件 |
| Dランク (特定空家等への認定が想定される物件) | 28件 |

市内の空き家の状況

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されました。それに伴い、市では平成27年度から28年度にかけて各区長などの協力を得て、市内全域の空き家調査を行い、空き家台帳を整備しました。調査の結果は左図のとおりです。

ただし、アパートや長屋などの共同住宅は除いています。



「空き家情報バンク制度」とは

所有者から売買などの希望があった空き家物件情報を、空き家の利用希望者に提供する制度です。物件の概要をホームページに掲載し、空き家利用希望者へ情報提供を行います。



「空き家」とは

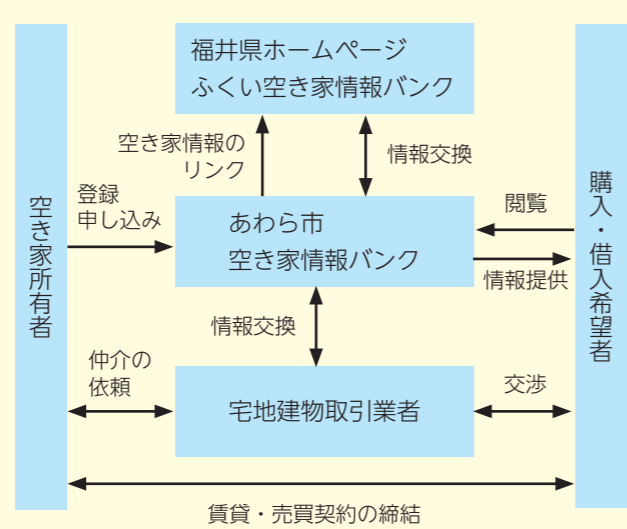
建物や建物に付属する門や塀などの工作物およびその敷地で、日常的に使用されていないことが常態であるもののことです。

空き家に関する相談窓口

自分が所有する空き家や近所にある空き家についてのご相談がある場合は、気軽にお問い合わせください。

- 不動産の売買・賃貸・解体に関すること
福井県不動産のれん会
空き家管理センター
☎ 21-5151
- 登記などに関すること
福井県司法書士会
☎ 30-0771
- 無料法律相談
社会福祉法人
あわら市社会福祉協議会
☎ 73-2253
- あわら市役所総合窓口
生活環境課 環境グループ
☎ 73-8018

空き家情報バンクの仕組み



空き家情報バンクに関する問い合わせ

建設課 管理グループ
☎ 73-8031



市では、空き家を有効活用し、交流拡大や定住促進を計るために、空き家情報バンク制度を設けています。ぜひ登録してください。詳細は、市のホームページをご覧ください。

空き家を貸したい、売りたい人は

危険な状態にある場合は早急に修繕や改修または解体をお願いします。また、敷地内の除草や樹木の剪定、屋根の雪下ろしを定期的に行い、適切な管理を心がけてください。管理不全な状態などで放置された結果、他人が怪我などをした場合、空き家の所有者の責任となり、賠償責任を問われることがあります。

- ・天井や壁などに雨漏りのシミがないか
- ・屋根材や壁材にひび割れなどがないか
- ・草木が敷地内からはみ出していないか
- ・敷地内に強風で飛散しそうなものがないか

空き家は個人の財産であり、所有者や管理者が適切に管理する責務があります。また、空き家を管理する際は次の点に注意しましょう。



市のホームページ

適切な管理をしましょう

市では空き家調査の結果をもとに、「あわら市空家等対策計画」を策定しました。計画では、市の現状と課題とともに、今後の空き家対策の方針や取り組み、関係機関や所有者などの責務を定めています。詳しくは市のホームページをご覧ください。